

## 南伊豆町地域子育て支援センター新築工事設計業務質疑回答書

南伊豆町が実施する南伊豆町地域子育て支援センター新築工事設計業務に係る事業者選定プロポーザルについて、提出された質問事項に、以下のとおり回答します。

質問事項	回答
実施要領1P「3 参加資格等 (1)」の「平成31・32年度南伊豆町競争入札等参加資格者名簿」へは今からでも登録可能か。	平成31・32年度南伊豆町競争入札参加資格者の登録期限を過ぎての途中登録はできない。
3参加資格等 (2)に「建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録されている者」とありますが、東京都知事の一級建築士事務所登録のものでも参加は可能でしょうか。	可能。
実施要領1P「3 参加資格等 (5)」について、受託後に事業所を静岡市以東に設置するということでも参加要件を満たすか。	現在、静岡県内静岡市以東に事務所を置くものを要件としている。
実施要領1P「3 参加資格等 (5)」について、協力事務所も静岡市以東に事務所の設置が必要か。	協力事務所については、不要。
実施要領6P「1 7 提出書類作成上の留意事項 (1) ③」各主任技術者についても一級建築士の資格が必要か。	参加資格上、各主任技術者に一級建築士の資格が必須ではない。しかし、評価上は加味する。
実施要領6P「1 7 提出書類作成上の留意事項 (1) ⑤」予定技術者の実績には過去に勤務していた会社での実績も含めて良いか。	過去10年間の同種又は類似業務を求めているため、過去の事務所での実績を含めても良い。
計画施設は、既存こども園とは可分の関係とし、別敷地申請をすると考えてよろしいでしょうか。 こども園の管理運営とは別と考えてよろしいでしょうか。	支援センター部分の計画上、管理形態上は可分の関係とする。ただし、遊戯室等については運用上、使用用途上は関係性があるものとし、こども園園児については雨天時等において遊戯室の利用、保育士の研修や保護者会等での遊戯室利用もあるものとして検討すること。

質問事項	回答
<p>計画施設は、既存こども園とは可分の関係とし、別敷地申請をすることを考えてよろしいでしょうか。 こども園の管理運営とは別と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>なお、各種法上の取扱は下記のとおりとする。①建築基準法：下田土木事務所と協議中のため、後日回答する。②都市計画法：開発行為については、下田土木事務所との事前相談で法42条のただし書きでの許可申請を要するとの回答を得ている為、不可分。</p>
<p>ご提示された敷地図、配置関係図のCADデータの提供は可能でしょうか。</p>	<p>提供可。形式は「dxf, sfc」とする。</p>
<p>業務委託仕様書-2. 業務内容- (2) 付随する業務の内、 ⑦敷地測量業務及び ⑧地盤調査業務について、仕様、程度等ご教示願います。</p>	<p>⑦建築物の敷地並びに敷地周辺の道路等の測量とし、設計に必要な図面を作成するための測量程度とする。なお、南伊豆認定こども園新築工事の資料等は提供可とする。  ⑧設計内容に応じた内容とするが、機械ボーリング 1箇所・標準貫入試験、室内土質試験を標準とする。また、南伊豆認定こども園新築時に行った地盤調査結果の一部を別添に示す。</p>
<p>【業務委託仕様書 2. (2)】 開発許可にかかる申請業務とありますが、既存こども園を含んだ全体での開発許可手続きを行うと考えてよろしいでしょうか。また、上記に関連する区域の変更、調整地の変更、排水経路の変更等の設計業務が本業務に含むということによろしいでしょうか。</p>	<p>上記にも記載しているが、下田土木事務所との事前相談では法42条のただし書きでの許可申請を要するとの回答を得ている。子育て支援センターの新築にあたり変更等が必要な場合は、その全ての申請及び設計業務は本業務に含むものとする。</p>
<p>上記開発上の変更業務が必要な場合、既存施設の土地利用計画図等の基本情報の提示をお願いします。</p>	<p>別添のとおりとする。</p>
<p>【業務委託仕様書 3. (2)】 サニタールームの洗濯干し場は屋内のスペースを確保する解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>室内スペースとする。</p>
<p>計画敷地による、既存こども園駐車場台数の減について、着手後の代替えスペースの確保は考慮しなくてよいということによろしいでしょうか。</p>	<p>代替えスペースは考慮しなくて良い。</p>